

神宮教の教説に関する一考察

—藤井稜威の著作を中心に—

武田 幸也

はじめに

本稿は、明治十五年（一八八二）の神宮教導職分離により、神宮司庁と分離した神宮教院⁽¹⁾を母体として成立した神宮教において、どのような教説が展開されたのかを考察することにある。神宮教に関する研究は、岡田米夫編『東京大神宮沿革史』⁽²⁾や、久保田収「神宮教院と神宮奉斎会」⁽³⁾が基本的な研究である。これらは、神宮教の歴史的展開や、活動面を中心に検討を行っているものの、神宮教時代の研究は、さほど進展しているとはいえなかった。こうした状況は、主として神宮教に関する史料の不足が理由にある。⁽⁴⁾また、神宮教が、近代の神社神道に属するわけでもなく、教派神道に属するわけでもないという、その特異な性格も

理由として挙げられよう。⁽⁵⁾

このような研究状況に対し、近年では、菅浩二「日清戦争期の神宮教と海外神社—台湾神社初代宮司・山口透の生涯（前）—」や、齊藤智朗「帝国憲法成立期における祭教分離論」、黒田宗篤『宮地巖夫研究—その半生について—』、拙稿「神宮教の組織と活動に関する基礎的研究」等の研究が行われている。⁽⁶⁾これらの研究について若干述べる。菅の研究は、神宮教の従軍布教と、それに従事した神宮教布教師山口透の活動を詳細に明らかにしたものである。ただ、菅の関心は、台湾神社の歴史と、その初代宮司山口透の動向にあるため、神宮教の組織や活動を包括的に論じたものではない。齊藤は、明治二十年代に進行した第三次「祭教分離」政策が貫徹しえなかった理由として、神宮の

宗教性や、神宮教の宗教活動が背景となっていたことを指摘している。黒田の研究は、宮地巖夫の伝記的研究であり、宮地の立場から成立当初の神宮教を論じている。しかしながら、宮地が神宮教を離れた明治二十一年以降については、論じられていない。拙稿は、黒田の研究と比較すれば、宮地以後の神宮教の活動について論じているが、神宮教の人物や、その教説に関する部分については論じていない。このように、神宮教については、主として組織面の研究や、その活動について、徐々に明らかになりつつあるもの、神宮教の教説面に関しては、ほとんど論じられていないのである。また、神宮教に関わった人物についての研究も、菅浩二が神宮教布教師山口透の生涯を明らかにしたものと、黒田宗篤が宮地巖夫について論じているのみであり、神宮教に関わった主要な人物の研究も現在、低調な状況にある。こうした現状を踏まえ、本稿では、神宮教の教説を考察するために、藤井稜威⁽⁸⁾という人物を取り上げる。藤井は、嘉永六年（一八五三）周防の白井田八幡宮神職の子として生まれ、明治八年に権訓導に補せられ、三月には神宮教院本教館に入學。九年六月には七等補教本教館寮長兼助教となり、十年二月、神宮教院講究課中講説係兼勤、四月に六等補教、六月には少講義、九月に五等補教並びに神宮教院教材課三等教授と累進する。十一年二月には神宮宮掌に任

ぜられたが、九月に宮掌を辞任し、十月権中講義に補され、十一月には神宮教会第十五教区本部在勤を命ぜられ広島に赴いた。十三年二月には広島から神宮教院へと戻り、教材課出兼寮監、六月には副教授となるが、九月に再び第十五教区在勤となり広島に戻る。また、この期間には、田中頼庸の下で『日本書紀』の校訂に従事している。同年、神宮教院三等補教となり、山口県下布教及山口教会事務担当を委任される。十五年二月には、神宮第十五教区本部副長となり、神道神宮派が成立すると神宮教第十五教区広島本部長、十月には中講義に補された。十六年七月には、『神宮教会要旨』と『神宮教会葬祭式』を出版し、十七年二月には権大講義に補され、三月本院会議係並びに教規起草委員を務め、九月には権少教正となる⁽⁹⁾。十八年四月には神宮教本院四等出仕兼勤となるが、十一月に一旦辞職。十九年二月には少教正となり、三月に神宮教本院出仕兼神宮教第十五教区広島本部長へ復帰した。二十一年五月には権中教正となり、二十三年に広島國學院開設のため、畿内山陰地方を巡遊。二十六年には広島國學院を開校して、神宮教弁理となった。また、同年には、神宮教本院に神宮教々校を設置し初代校長となった。二十七年には、日清戦争に際し、出征軍隊慰問正使として渡韓し、二十八年四月広島國學院に付属小学校を置き、九月予科を設けた。さらに、二十九

年四月、広島國學院に神職養成部を附設。明治三十一年神宮教第十五教区広島本部長在任中に死去した。享年は四十六歳であつた。

以上の履歴からわかるように、藤井稜威は、明治八年の神宮教院本教館への入学を契機として、神宮教院を中心とする教育・教化活動に関係するとともに、神宮教時代には、第十五教区広島本部長等を歴任し、神宮教の大教正となつた人物であり、巡回説教や広島國學院の開校、神宮教々校の設立といった活動を行った。そのため、神宮教の教説や活動を考える上で重要な人物の一人である。

一、神宮教の成立と藤井稜威の位置

本節では、神宮教の成立と展開を概観し、藤井稜威が神宮教においてどのような位置にいたかを確認する。まず、明治十四年二月、祭神論争が勅裁によつて決着をみる。これにより神道事務局は、宮中三殿を遙拝することが定められた。こうした状況にあつて神宮教院・神宮教会では、明治十四年九月、神宮教会の祭神として天照大神のみを表題とすることが定められ、祝詞にも、「大御神一柱ノミ表名⁽¹⁾」することとなつた。

次いで明治十五年一月、神宮教導職が分離された。これに伴い、神宮教院では、神宮司庁との分離が決定された。

二月七日には、神宮宮司田中頼庸⁽¹²⁾が分離の条件を内務卿山田顕義に願ひ出、二月十日聞き届けられた⁽¹³⁾。次いで、六月一日には、「神宮司庁教院区分処分条約」が二十三条にわたつて定められた。この条約により、「(1) 宇治の神宮教院、東京日比谷の神宮司庁出張所の地所・建物・品物等は全部教院の所有に、各本部の地所・建物・品物は其本部教会所の所有に帰した。(2) 各本部へ渡置かれた御神宝類は、神宮司庁へ返納することとなり、(3) 大麻曆の製造頒布のことは神宮教院へ委託される。」ことが決定され、神道神宮派が成立した⁽¹⁵⁾。さらに、十七年には教導職制度自体が廃止される。これに伴い、十九年五月には、神宮教独自の規約である「神宮教規」が制定された。

また、教導職制度が廃止された明治十七年には、神宮教管長である田中頼庸が「惟神旨三章」を示し、活動の指針を示した。「惟神旨三章」は、次の通りである。

惟 神 旨

- 一、天祖天⁽¹⁾之御中主神、大元の初に天地日月を鎔造し、神人万物を化育し給ひし其産靈の神徳を講明す、
- 一、皇祖高皇産靈神、天照大御神の皇孫に神器を授けて、天宗一系の基を開き給ひ、斯民を治め給ひし本教の原由を詳悉す、

一、人をして大倫を修めしむるに惟神の大道を以てし、

幽頭の神理を究窮して、其安神を遂げしむ
はその大旨なり⁽¹⁶⁾

この「惟神旨三章」では、「天祖天之御中主神」によって、天地日月が「鍛造」され、「神人万物を化育」した産霊の神徳を講明して、「皇祖高皇産霊神」が、皇孫命に神器を授け、「天宗一系の基開」き、「斯民を治め」ることとなった「本教の原由」を理解し、人に「大倫」としての「惟神の大道」を修めさせ、「幽頭の神理」を明らかにして「其安神」を得られるようにすることが目的であると表明されている。また、ここから田中頼庸が造化三神の役割を重視していることがよく窺われよう。しかし、実態については、『東京大神宮沿革史』に、「その趣旨とする所はまことに立派であつたが、実際の活動は主として神宮から委託された神宮大麻・暦の頒布機関としての機能を主とし、宗教教化活動としては、祖霊祭・神葬祭等を通じて、教旨の宣布に当つた⁽¹⁷⁾。」と述べられている。

こうして教派神道としての形をなした神宮教は、明治二十六年、神宮教の教師養成機関として神宮教々校の開校、機関誌『教林』の発行、「教規」の修正等を決議する⁽¹⁸⁾。これを受け、神宮教では、「教規」修正のため、六月二十六日に各本部長の会議が行われ、議決された結果を内務省に申請した。これが七月十三日に認可され「教規」が改正さ

れた。さらに、七月二十日には機関誌『教林』第一号が発行され、十月一日には、神宮教々校が開校された。二十九年には、神宮教と皇典講究所・國學院との間に校地校舎の買取並びに神宮教々校と國學院との併置についての契約が取り交わされた⁽²⁰⁾。この契約は、皇典講究所・國學院が校地校舎を抵当とした負債を整理するため、神宮教に校地校舎を条件付で売渡し、神宮教々校を國學院に併置するというものである⁽²¹⁾。これにより明治二十九年神宮教々校は、國學院と併置された。こうした國學院との関係から、神宮教の教師養成において國學が重視されていたことがわかる⁽²²⁾。また、二十七年八月一日には、日清戦争が勃発し、藤井稜威や権大教正甲斐一彦等を初め、数名が派遣され軍隊慰問活動を行つて⁽²³⁾いる。そして、三十一年四月十九日には、神宮教の主斎神として豊受大神が加えられた⁽²⁴⁾。こうした展開を経て神宮教は、明治三十年神宮教の改組と神宮奉斎会設立のことが教信徒の総会にはかられ、満場一致で承認され、三十二年九月四日には、財団法人神宮奉斎会として認可されるに至つたのである⁽²⁵⁾。

以上のような神宮教の歴史の中で、既に述べたように藤井は、神宮教の広島本部長や大教正となっているが、それ以外に、神宮教の教師養成機関である神宮教々校において校長を務め、本科の「教典学」⁽²⁶⁾教授を兼ねていた。神宮

教々校の教科書には、「三条教則」、「五条の神誡」、「神宮教立教大意」、「神宮教祭神大意」などが含まれており、これに関わる文献として、藤井の著書『神宮教立教大意述義』や『神宮教立教大意述義詳解甲』が、神宮教々校から出版されている。このため藤井の教説は、明治二十年代の神宮教の中心的な教説を占めていたと考えられる。以上のように藤井を位置づけた上で、本稿では、その著作『神宮教会要旨』を取り上げる。『神宮教会要旨』は、明治十七年に神宮教広島本部長として藤井が刊行した文献で、首巻を含め、全六巻ある。『神宮教会要旨』首巻には、

この首巻は要旨にかゝれる正文を掲げつるものにてまづ初に我神宮教の趣旨に通ぜしめんとてかくは書きつづけるなり（『神宮教会要旨』首巻一頁。）

とあって、神宮教の趣旨を説明するため、「要旨にかゝれる正文」が掲載されている。ここにいう要旨の正文とは、「三条教則」「五条の神誡」「惟神旨三章」「神宮教祭神大意」「宮中神殿図説」「天神造化の説」「幽顕分界の説」「修理固成の説」「皇国国体の説」「修祓の神理」「鎮魂の神理」「主宰分掌の神理」「神魂帰天の神理」「教会大意」「神風講社社則」「復祭の心得」「禊詞神拝詞」「祭式諸祝詞」である。この内、「天神造化の説」「幽顕分界の説」「修理固成の説」「皇国国体の説」「修祓の神理」「鎮魂の神理」「主宰

分掌の神理」「神魂帰天の神理」については、「惟神旨三章」を解釈する上での重要な概念のことである。そして、一卷には「三条教則」と「五条の神誡」の註釈、二巻には「惟神旨三章」の一章と二章の註釈、三巻には「惟神旨三章」の三章の註釈と「神宮教祭神の説」、四巻には「神風講社社則」、五巻には祭典式祝詞が収録されている。さらに、「神宮教会要旨」に収録された「惟神旨三章」の註釈「惟神旨略解」は、後の明治二十六年『神宮教立教大意述義』と改題の上、神宮教々校から出版されており、註釈として『神宮教立教大意述義詳解甲』も出版された。しかし、『神宮教立教大意述義』は、多少字句の修正等行われているものの、教説内容について大きな変更はなく、これは『神宮教立教大意述義詳解甲』も同様である。このことから藤井の教説は、明治十七年以降大きな変化はなく、神宮教広島本部という限定的な教説から、神宮教の中心的な教説へと位置づけられていったといえるであろう。以上を踏まえ、本稿では、『神宮教会要旨』の内、教説に関わる一卷、二巻、三巻を中心に検討するが、その前提として、神宮教院時代の教説について次節において多少述べておきたい。

二、神宮教院時代の教説

神宮教院とは、明治五年に神宮独自の教導職養成を目的として設立された機関で、九年には神宮の教導体制の再編により、各地の神宮教会の中心として位置づけられた。神宮教院は、教育活動を行うとともに、多くの教説書も出版している⁽³¹⁾。そうした中で注目されるのは、『神教綱領』と『神教綱領演義』である⁽³²⁾。この両書は、明治初年の神宮教院の教説書において、独自の教説を展開したものである⁽³³⁾。また、明治二十七年の段階でも、神宮教から出版されていることが確認される⁽³⁴⁾。ここで展開された神宮独自の教説とは、人が善を行うことによって生前に幸福を得、死後に人の魂が「天神」⁽³⁵⁾の左右へと赴き、生前に悪を行った者も、「悔悟」すれば「天神」によって許され、死後も子孫の善行によって「天神」の許しを得ることができるというものであった。これについて、『神教綱領』には、左のようにあり、

天神照鑑、無_レ所_レ不_レ在、無_レ所_レ不_レ至、人能慎_レ独戒_二不善_一、以保_二其良心_一、則 天神責_レ之以_二慶福_一、生則其身康寧、死則陟在_二 天神左右_一、若逞_二情欲_一、遂_二不善_一、則 天神遐_二棄之_一、生則罹_二罪禍_一、死則為_二悵鬼_一、出_二干爾_一者反_二乎爾_一、其理豈有_レ可疑哉、然 天神之心、

固至公無_レ私、故有_二過失_一之人、能懲_レ惡遷_レ善、或雖_二殛死_一、若子若孫、代竭_レ誠謝_レ罪則 天神宥_二恕之_一、不_三復思_二其旧惡_一也、(七丁ウー八丁オ)

『神教綱領演義』では、次のように解説されている。

天神の善を好みし、不善を惡み給ふは、上にあぐるの如し、故に過惡ある人の心を以て、天神の心を仰ぐときは、則ち吾を惡み給ふこと甚しきが如くにして、実は天心至公に出る故に、其人も一端悔悟自新の心を振起するときは、則ち其旧時の惡を捨て給ひ、仮令其人已に死したりとも、其子孫なる者之に代て、天神に謝し奉り、善行を積て其罪過を贖ふ時は、天神必ず其至誠の篤を好し、更に愛顧を垂れて苦患を脱せしめ給ふ、此則ち天神の神慮なり、此に因て之を視れば、神道は生前死後離るべからざる所以の理なることを知り、日用の行事を神教に則り、永遠天神の保愛を蒙り、闔族天上に帰着して無量の快樂を極むへし、(二七丁ウー二九丁ウ)

このように、両書に示された教説は、中心に「天神」を想定しており、死後の安心と「天神」への信仰が結びつき善行を勧める教説となっている。以上のような教説は、神宮教院を中心とする教化活動の展開の中で、「天神」の中から天照大神の存在が強く打ち出されていき、生前の幸福

と死後の安心が天照大神への信仰に結びつけられていく。こうした論を如実に示すものとして、明治十年九月に出版された『神道摘要』⁽³⁶⁾をここでは取り上げたい。『神道摘要』は、「明治十年時の神宮教院における庶民教化の實際を示す史料」⁽³⁷⁾と評価される文献であるが著者は不明である。この『神道摘要』には、天照大神について次のように述べられている。

天津神さま八百万、国津神さま八百万とまします、神といふ神さまの御神徳を、悉く御あつめあそばされ、其根元を御取をさめ下されて、有難い御めぐみを下さる、は則天照坐皇大御神さまの御恩なり（二丁オーウ）
即ち、天照大神は、「神といふ神さまの御神徳」を集め、「其根元を御取をさめ」る存在である。こうした天照大神への信仰は、次のように解釈される。

生ては此大御神さまの御恩を蒙り、死しては此大御神さまのまします、高天原に御むかへ下され尊く有がたき御恩を蒙るなり（二丁ウ）
ここから明白なように『神道摘要』には、天照大神への信仰と人の死後の安心を結びつける教説が存在する。以上のような天照大神への信仰を前提として、死後の安心について述べられているのが次である。

此理を有難くいたゞきて、一生を終る人は、死して大

御神の尊き都にかへり、限なきたのしみを受るなり、此理を信ぜず、御恩を報いず、一生を終るものは、みな夜見国に墮落て、永くるしみを受るなり、

是則、神道の簡要なり（五丁オーウ）

この解釈を前提として、死後の幸福を得るための具体的な方法が「御恩」に報いることである。この「御恩」に報いる具体的な方法とは、

凡神々さまの御恩に報い奉るには、神々さまの根元とまします、天照坐皇大御神さまにむくい奉れば自然神々さまに奉る理にかなふなり、

大御神さまにむくい奉るといふは、人間日用の外に、別のつとめあるにあらず、大御神さまの御恩をおもひ、大御神さまの御悦あそばさるる事をつとめ、大御神さまの御名をとなへ、常に大御神さまの御前に、仕奉る心を以てつとむれば、則御恩にむくい奉る事となるなり、（三丁オー四丁オ）

というものである。ここでは、天照大神への報恩が他の神々⁽³⁸⁾への報恩と同一視され、「大御神さまの御恩をおもひ、大御神さまの御悦あそばさるる事をつとめ、大御神さまの御名をとなへ、常に大御神さまの御前に、仕奉る心を以てつとむ」ることが具体的な方法として設定されている。この「大御神さまの御悦あそばさるる事」とは、「大君さま

を有がたくおも」い「御国の御ためになる事をつと」め「両親を大切に」し「夫婦兄弟中むつまじ」くして「家業出精」し「人のためによろしき事」をして「堪忍の心ふか」くし「約束を堅く守」ることである。³⁹そして、常々「御潔詞」をととなえ、天照大神の「御名」をととなえ、「大御神の御心として仕へ奉」ることが「御恩に報い奉る簡要」と位置づけられている。⁴⁰

以上のように、神宮教院時代の教説とは、造化三神と天照大神を「天神」として重視し、こうした神への信仰に生前の幸福と死後の安心を関連付けた教説であった。こうした教説は、明治十年以降に天照大神への信仰を中心とするものに再編成され、天照大神への信仰が生前の幸福と死後の安心の基軸となる教説へと展開されている。かかる教説は、これ以後の祭神論争と神宮教導職分離を経てどのような変化を遂げているのか、これを次節から検討する。

三、神宮教の祭神観

既述したように祭神論争の決着によって神宮では、天照大神一神を奉斎することとなった。こうした状況を受け神宮教の初代管長となった田中頼庸は、「神宮教会祭神大意」⁴¹を著し、神宮教会の祭神について解説を加えている。ここでは、教説の前提となる神宮教の祭神観を「神宮教会祭神

大意」と、藤井稜威の「神宮教祭神の説」⁴²を通して検討する。まず、「神宮教会祭神大意」の全文を左に掲げる。

天神に造化と被造化の別あり造化は謂ゆる天地神人万物を化生する天祖天御中主神是なり被造化は謂ゆる天祖に因て化生せる神可美葦牙彦舅神以下八百万神是なり而して被造化の神に尊卑大小ありと雖各其造化の神功を賛けて分掌の妙用を尽さざるはなし殊に天照大御神は八百万に帝として其徳六合に照徹し天地万物尽く其哺育を蒙らざる者なし宝祚無窮の誓天壤と共に変らざるは云も更なり天祖の神徳と雖此皇大御神を待て始めて朝廷に伝れり即ち紀記の古典昭々たる明証にして古今崇敬の礼百神に冠たる所以なり然るに吾教会は従前四神を祭り来れとも今より勅裁の例に準じ天照大御神一柱を表名し造化三柱神の如きは尚旧に依て鎮祭し本教の主旨を立るを要す蓋古典を攷るに天地開闢より起て造化の神徳を明にし天照大御神の皇孫を降し給ひし天宗の原始に及びり惟神の本教宇宙の大道自ら其中に存す古典の古典たるは是が為なり海外人造の教と雖亦各自其原に依らざる者なし易の大極老家の遺墨家の真主宰の太一釈氏の過去仏耶蘇の耶華和に於る類一にして足らず是他なし天地の公道に於て本を棄て、末を取るべき理なければなり況や玄妙の神理古典に徴して最

も顕然たるをや固より彼が臆造に比して語るべきにあらず是以我祭神は天照大御神を表名すと雖造化の三神は其始を改めず本教の主旨を明にし他の天神地祇と異なる所以を表すべし誠に此の如くならば本教の原旨国体の基礎両ながら其全を得るに庶幾し第一神宮は百神の冠首弘道の標準なれば添加万世を遠く慮て教旨を立ざるを得ず是今祭神を定むる大意也（神宮教会要旨）
首卷二—三頁。）

ここで田中は、「天神」に「造化」と「被造化」の二種類があることを指摘し、「造化」の神として、「天地神人万物を化生」した「天祖天御中主神」を挙げる。これに産霊神も含まれている。これに対し、「被造化」の神は、天御中主神によって「化生」した、「可美葦牙彦舅神以下八百万神」である。そして「被造化」の神にも尊卑があるとし、各々の神が「造化の神功を賛けて分掌の妙用を尽」していると理解されている。その中で天照大神は、「八百万に帝」であり、「其徳六合に照徹し天地万物尽く其煦育を蒙らざる者」がない存在である。さらに天照大神は、天御中主神の神徳を朝廷へと伝えた存在である故に、「古今崇敬の礼百神に冠たる」存在なのである。これを踏まえ田中は、神宮教会で天照大神一神を表名するとしつつも、造化三神を「旧に依て鎮祭」して、「本教の主旨を立る」と説く。こう

した理解は、「惟神の本教宇宙の大道」が古典に記された造化三神から天孫降臨までの展開に「惟神の本教宇宙の大道」を見ているからである。このような古典が存在するところこそ、「海外人造の教」と大きく異なる所と理解されている。次いで、田中は、造化三神の存在を明らかにし、造化三神と他の天神地祇との差異を明確にすることこそ、「本教の原旨国体の基礎両ながら其全を得る」方法と説き、神宮を「百神の冠首弘道の標準」と位置づけている。以上から、田中においては、神宮教会の主齋神を天照大神であるとしつつ、造化三神の重要性を説いており、教説面においては、造化三神の存在も重視されていたことが窺われる。こうした田中頼庸の祭神観を踏まえ、次に藤井稜威の「神宮教祭神の説」を検討し、藤井の祭神への理解を確認する。藤井は、「神宮教祭神の説」において、まず、本教の教旨について左のように述べる。

本教の教旨は皇大神宮より出たる所なれば天照大御神を主神とす但し上に云る如く惟神の道にして造化の神徳を講明し皇室の本源を詳悉し幽顕の神理を究窮し人の大倫を修めしむる所なれば即ち造化の神を奉祭する所なり造化の神は他の天神地祇と異なる所を表するなり抑天之御中主神は、天地をはしめ万物を創造し給る神徳にましく、てその大なるより小に及ふまで一とし

て化生の恩徳を蒙らざるはなし高皇産靈神神産靈神は
鎔造の功徳に参預し産靈の生育を蒙らしめ給へり本教
の由て起る所にて三柱の奉齋する所以なり但上にも云
る如く幽身の神にましく被造化の神と大に異なる所
ありよりて御霊を鎮め奉りて御名を表名し奉らす既に
万物各其地位を得大なるものあり小なるものありこ、
において各其品を異にせり神人と他の諸物と相別る、
に至る神人に漂蕩の物を修理固成する任を依し給ひ
こ、において衆多の神人の上に立て之を統轄し給ふ神
を定め給へり〔神宮教会要旨〕第三卷三丁ウー四丁オ）

ここでは、「本教の教旨は皇大神宮より出たる所なれば
天照大御神を主神とす」としつつ、天御中主神を「天地を
はしめ万物を創造」した存在として捉え、「一として化生
の恩徳を蒙らざるはなし」と指摘する。そして、「高皇産
靈神神産靈神」は、「鎔造の功徳に参預し産靈の生育を蒙
らしめ」る神として天御中主神を助ける神として位置づけ
られている。こうした造化三神は、神宮教の教旨の起点と
解釈され、造化三神を奉斎する理由となる。造化三神は、
「幽身の神」であり、「被造化の神」とは異なる神である。
そのため神宮教では、「御霊を鎮め奉りて御名を表名し」
ない。しかし、造化三神は、「万物各其地位を得」させ、
神人に「漂蕩の物を修理固成する任」を受け、「衆多の神

人の上に立て之を統轄し給ふ神」を定めた存在と理解され
ている。

こうした理解を前提として、天照大神を中心とする世界
観が、次のように説明される。

天照大御神天のことを知し召し（天と称するは日本紀に
天上之事亦天地或は宇宙高天原とあるみな同意にて即ち天中
にして大地をはしめ月星の如きものみな其中にある一物なり
天の事を知し召と云は天中に胎まれたる万象を凡て知し召よ
しなり月読尊の月を知し召し皇孫尊の大地のことを知し召る
はみな其分掌なり旧説に大地或は月を天外のものにして説
を立たるか如きは甚しき誤りにて神典皇史の旨に背けり日神
と称せるより日のみを知し召こと、限れるか如きは悉しから
ず別に古伝考と称して弁明したる者あり）天中にある神人
を主宰し給へり其徳六合に照徹し天地万物尽く其煦育
を蒙らざるはなし故に月読尊をはしめ諸神みな皇大神
神に仕へ奉り給へると顕世の貴族以下凡て天皇に奉事
するが如し〔神宮教会要旨〕第三卷四丁オウ）

まず、天照大神が太陽のみを治める神という理解を否定
し、天照大神が月や大地を含む「天中に胎まれたる万象を
凡て知し召」すと理解する。そして、皇孫尊や月読尊の存
在は、天照大神の「分掌」と位置づけられており、天照大
神に対して、「顕世の貴族以下凡て天皇に奉事する」よう

に「月読尊をはじめ諸神みな皇大神に仕へ」ていると説いている。

この天照大神は、「皇孫尊を立て天津日嗣を知し召」させ、造化の神徳を朝廷に伝え、「齋鏡宝祚の詔を下し無窮の基を起し」た存在である。この天照大神によって定められた日本の国体は、「皇統一系万世に君臨し国体の尊厳なる海外万国に比すへきもの」がないものである。そして、歴代の天皇が「皇業を経綸し給ひ鴻基の無窮に完固」である理由を、「惟神の教」に求める⁽⁴³⁾。かかる理解を踏まえ、八百万の神を祭る必要を説いた上で、神々の行いの中に次のように規範性を見いだす。

八百万神の善言美事みな道として法とるへきものなり宜しく之を以て衆人を教導すべし抑八百万神の言行に教として以て人の大倫を修めしむへきものあるは何の故ぞやこれ造化の神の賦し給へる靈奇の神靈あるか故なり神誠の解に云る趣を参考して知るへしされはその言行の道に適ひて教とすへきものあるは造化の神に起因して賦与の靈性を尽し給へるものなりされば本教は幹にして分教は枝葉の如し故に人の代になりての後の人にも殆神代の神たちにひとしき教言もあるそかしまた海外各国の人と雖天賦の靈性に基つきたる者は之に亜くものなり分教の教拳て数ふへからさるに至ると

雖要するにみな本教の末葉にあらさるはなし読者この本の理を明かにする時は太道の本原を誤らさるに至るべし〔神宮教会要旨〕第三卷五丁オーウ

右のように「八百万神の善言美事」が、「道として法とるへきもの」であることを指摘した上で、「八百万神の善言美事」が、「造化の神の賦し給へる靈奇の神靈」によっているという理解が示される。さらに「海外各国の人と雖天賦の靈性に基つきたる者は之に亜くものなり」として、海外の諸宗教を「惟神の教」の分教として位置付けている。以上見てきたように、藤井稜威は田中頼庸の「神宮教祭神大意」を忠実に敷衍し、議論を展開している。また、田中、藤井の所説から窺われるように、神宮教においては、造化三神の役割が重視されており、教説面においても、造化三神の重要性を説くことに力点が置かれていた。こうした造化三神・天照大神への理解自体は、神宮教院時代の神理解から大きく変化していないといえる。ただ、『神道摘要』にみられたような天照大神を強く打ち出す理解は、「神宮教会祭神大意」と「神宮教祭神の説」からは見出せない。むしろ造化三神側に力点を置いたものとなっているといえよう。

四、「三条教則」と「五条の神誠」の註釈

本節では、『神宮教会要旨』第一巻所収の「三条教則」と「五条の神誠」⁽⁴⁴⁾への註釈を検討する。

「三条教則」の註釈で注意されるのは、教導職の説教に對する心得として「三条教則」を説いており、説教する側に對して、どのような理解を求めているかが窺われる点にある。「三条教則」の第一条「敬神愛国の旨を体すべき事」では、造化三神によって天地が鎔造され、伊邪那岐・伊邪那美の二神によって国土が「修理固成」⁽⁴⁵⁾され、天照大神によって天地が完成されたことが述べられる。天照大神については次のように記されている。

天照大御神は上の神々の御靈徳を受継て高天原を知召し顕幽を兼ね天地の大主宰と成て造化の功を集め大成し給ふ然れば生とし生る者いづれか大御神の御恵を蒙り奉らざらんや顕世の天皇は則大御神の立給ふ所なり人民も祖先以来神胤を以て恭しく大御神の神勅を奉し天皇に仕へ奉る神賦の魂は永遠不滅にして身死すれば其本たる天神の御許に復帰す生死とも天神の恩に頼らざるはなし其恩至大なりこれ敬せずんばあるへからざる所以なり（『神宮教会要旨』第一巻一丁オーウ）

天照大神は、高天原を治め「顕幽を兼ね天地の大主宰と

成て造化の功を集め大成し」た存在であり、「生とし生る者」が天照大神の恵みを受けていると理解する。さらに、神から授けられた魂は、「身死すれば其本たる天神の御許に復帰」すると説かれる。そのため、人の生死は、「天神の恩に頼」らなければならぬ。これが天神を崇敬する理由として設定されている。こうした「天神」と人の生死を関連付ける論は、神宮教院時代の教説と同様である。次に愛国については、天皇の祭祀や政令が「愛国保民の為」のものとの注意を促し、人が天皇の下、それぞれの職分を尽し、天神の生成化育を助けることを国家への愛であると次のように指摘する。

人民たるもの天皇の御心を心とし其力を窮め其職を尽し諸々の技芸の術を極めて産物を繁殖し国用に供ふべしこ、において上下一致して天神の生成化育を賛成し国家を愛する名実全たかるべし（『神宮教会要旨』第一巻二丁ウー二丁オ）

次いで、第二条「天理人道を明にすべき事」では、「天理」を「天神の道」と定義する。この天理は、「幼児の母を慕ふ父母の其子を愛しむ」といった行為のことであり、これらは「みな天神の人に賦命玉ひたる道」と解釈される。⁽⁴⁷⁾これを受人道⁽⁴⁸⁾の解釈では、

誠実無妄の心を以て君臣父子夫婦兄弟等の倫理を明に

し忠孝慈親睦和順信愛の人道を尽すべし就中皇国の君臣の如きは他方の君臣義を以て合ふもの、比にあらざれば我國民たるものは殊に深くこゝに意を注ぐべし
〔神宮教会要旨〕第一卷二丁ウ

とあつて、「君臣父子夫婦兄弟等の倫理」を「忠孝慈親睦和順信愛」として説かれてゐる。さらに、皇国における君臣の關係を他国に比類ないものと指摘してゐる。

第三条「皇上を奉戴し朝旨を遵守せしむべき事」では、まず、天皇の存在を次のように解釈してゐる。

皇上は天照大御神の正統にして大御神の御依によりて万世一系の皇位を踐せ給ふ造化の神より連綿たる永世無窮の君は我天皇をおきて大地の中他にあることなし天孫瓊々杵尊此土に降臨の時天兒屋根神天太玉神をはじめ諸の神たち天神の裔を以て大御神の神勅を奉じ天孫に奉事し皇業を賛成し給ふ一君一民以て万世に伝ふ依て天下万姓の皇室に於る一源分派にして君臣にして父子の親を兼たる者なりこれ此章ある所以なり〔神宮教会要旨〕第一卷二丁ウ一三丁オ

右のように、天皇は、天照大神の「正統」であり、「大御神の御依によりて万世一系の皇位を踐せ給ふ」存在で造化三神より繋がる「永世無窮の君」と位置づけられ、他国には無い存在と説かれてゐる。さらに、「天兒屋根神天太

玉神」といつた諸神たちを天照大神の神勅に従つて「天孫に奉事し皇業を賛成」する存在と位置づける。このため皇室は、「一源分派にして君臣にして父子の親を兼たる者」なのである。それ故人民は、

朝旨を遵守し上下能相親み睽離すべからず古人は口吟にも大王は神にし坐ば又大王の命かしこみと云りこれ此意を体せるが故なり上件の理をよく弁明し周く衆民をして皇上を奉戴し朝旨を遵守せしめ心の底ひ朝廷に誠忠を尽さしむるこれ我大教の要旨なり〔神宮教会要旨〕第一卷三丁オ

とあるように、朝旨を遵守して、「上下能相親」んで「睽離」してはならない。つまり、藤井の考える教導職の役割とは、人民に皇上を奉戴し朝旨を遵守せしめ、「心の底ひ朝廷に誠忠を尽さしむる」ことであり、これが「我大教の要旨」と位置づけられてゐる。

このような理解を前提として、最後に「三条教則」全体の結論が次のように論じられてゐる。

皇室の本源とます天神を敬し天神の則のまに／＼国を愛し道を弁明する人にあらざれば假令皇上を奉戴し朝旨を遵守する意を示すにも所謂靴を隔て痒をかくが如く尽さぬ所あり為に上の二条をおかれたる者なり他人造教の徒が妄説を喋々する如き比にあらず耶蘇或は

仏菩薩の教旨を示すものは宜しく其教主の尊むべきを示すをうべし己が皇上を奉戴し朝旨を遵守せしむる補となること能はざるべし或は其效あるにもせよ己か神道に及ぶべきものにあらずかつ教旨彼と其正邪は天壤月窟の相違ある所によく／＼目を注ぎ心を留むべし
〔神宮教会要旨〕第一卷三丁オーウ

ここで注目されるのは、藤井が単に「皇上を奉戴し朝旨を遵守する意を示」しても充分ではないと指摘し、「皇上を奉戴し朝旨を遵守する意を示す」為に「敬神愛国の旨を体すべき事」と「天理人道を明にすべき事」の二条があるとして最も重視しているのは、第三条「皇上を奉戴し朝旨を遵守せしむべき事」であると考えられる。そして「三条教則」全体を通して説かれている所は、皇室の本源である「天神を敬し」て、「天神」の教に従い、「国を愛し道を弁明」して、正しく「皇上を奉戴し朝旨を遵守する」ことであり、これを教導職が人民に説くようにすることにありといえる。さらに、こうした「教」、即ち「神道」は、他の「人造教」であるキリスト教や仏教に優越しているという理解も示されている。このような理解の前提には、ここまですべて検討してきた所から明らかのように、天神の存在とその働きが重要な位置を占めており、教説の中心として、造化

三神と天照大神が位置づけられ、死後の安心が天神への信仰と結びつけられているのである。

次いで、「五条の神誠」への註釈を検討する。「五条の神誠」の具体的内容とは、「天津御祖を敬ふべし」「皇国の御恩を念ふべし」「人たる道を守るべし」「家業を励み勉むべし」「悪行ひなかるべし」である。

藤井は、まず「神誠」について、

神誠は則天神の教と云義なり吾人の善性は天神の賦命たまへる者にして万善皆神誠なり此五条は其緊要なる者をあけたるなり抑我神教は造化の元首とます天御中主神高皇産靈神神産靈神の本教にして天照大御神の皇孫尊に伝へ給る所のものなり依て其旨天賦の靈性の良善なると同一致なり決して他教の作為に出たる者の比に非ず誰か之を尊ばさらん誰か之を仰さらんや〔神宮教会要旨〕第一卷三丁ウ

と述べる。即ち、「神誠」とは「天神の教」であり、「天神の賦命たまへる」人の善性のことであり、「五条の神誠」の五条は「其緊要なる者」である。この「神誠」、即ち、「神教」は、造化三神の「本教」であって、天照大神が「皇孫尊に伝へ」たものであり、「天賦の靈性の良善なると同一致」で、「他教の作為に出たる者」とは比較にならないものと注意を促している。次いで、個々の条についての

註釈が付されていく。第一条「天津御祖を敬ふべし」には、左のようにある。

天津御祖とは天御中主神高皇産霊神神産霊神天照大神神たちを合せていふ神宮教会にてはこの四柱大神を主神とす（中略）夫人は各其父祖を敬愛すべし父祖の大本を原ぬれば天津御祖の神にて即吾人に及び特に神魂賦命で活発かしめ給ふ実に世界の大御祖なりされば天津御祖を畏敬ふ心を失ひたる者は神に見放されたる者にて長く生てありとも詮あるべからず幽顕両界に容れられざる者なり（『神宮教会要旨』第一卷四丁オ）

神宮教会では天御中主神、高皇産霊神、神産霊神、天照大神の四神を主神とし、これら四神が、「天津御祖」となる。造化三神と天照大神が重視されるのは、この四神が、「父祖の大本」であり、人の神魂を、「賦命で活発かしめ」る存在だからである。そのため、造化三神と天照大神は、「世界の大御祖」であり、「天津御祖」を崇敬しない人は、「神に見放されたる者」とし、長く生きるかいてもなく、「幽顕両界に容れられざる者」と説かれている。

第二条「皇国の御恩を念ふべし」には、
我身此土に生れ衣食住に安んじ此土の主君に仕奉りて
此土に安居し国恩の最大なるを念ふべし皇国の如きは
外国と異にして万世一系一君一民の国なれば殊に国を

愛する、心情深く大に国の為に尽す所なくんはあるべからず（『神宮教会要旨』第一卷四丁オウ）

と述べられており、人が皇国の恩によって「衣食住に安んじ」ていることを前提として、日本の国体が外国と異なることを述べ、「国を愛する心情深く大に国の為に尽」さなければならぬと指摘する。ここにみられる理解は、「三条教則」の愛国の解釈と同様である。

第三条「人たる道を守るべし」では、「道」が「無形」であり、「有形」の「君臣父子夫婦兄弟親族師弟朋友等」との関係に見いだされるものと、次のように解釈される。

道は天性にして君には忠義父には孝敬君は臣民と恵み父は子孫を慈むことを初め凡て人に接する通義ありこの理を明にして人たる道を守るべし殊に我皇国の天皇の如きは造化の大元たる天津御祖の御正統にして天壤無窮の皇位にましませば大義の重んずべきを厚く深く心得すんばあるべからず（『神宮教会要旨』第一卷四丁ウ）
右にあるように「道」は天性のものであつて、その内実とは、「君には忠義父には孝敬君は臣民と恵み父は子孫を慈むこと」であり、「人に接する通義」である。この中でも、とりわけ重要なのが君への忠義となる。これは、天皇が「天津御祖の御正統」であるという理解に拠っている。

第四条「家業を励み勉むべし」には、

智能をはたらかし職業を勤むるは即ち天神の命令にして伊邪那伊邪那美命の国土を修理固成し給ふ遺業なり禽獸草木を使役に供へ学習思弁勤苦を以て其良智を附益し士農工商各異なる職業あり群殊の智能を以て相助け相報いて天下諸物の有無万事の巧拙悉皆参互錯綜交換融通し相治るものにて幽顕の神と君に仕へ家系を不滅に伝る基本これなり〔神宮教会要旨〕第一卷五丁（オ）

とあって、家業に励むことは、「天神の命令」であり、伊邪那伊邪那美命の「修理固成」の「遺業」と理解されている。そして、「智能をはたらかし職業を勤」め、「禽獸草木を使役」し、「学習思弁勤苦を以て其良智を附益」して、「群殊の智能を以て相助け相報いて」、天下を治め、「幽顕の神と君に仕へ」ることにより「家系を不滅に伝る」ことが出来ると説かれている。この「家業を励み勉むべし」では、民衆の「家業」が「修理固成」と関連づけて説かれている。

第五条「悪き行なかるべし」については、左のように記されている。

悪き行をなせば人の害をなし世の悪みを受るのみならず己の身も安からず心も鬱々として樂まず行ひ正しければ心清明にして身に少も苦みなきのみならず世に益

をあたへ人の祝ひを致す各清き正き天賦の誠心ありながら穢濁き私欲の妄慮を制するを得ずして其明を晦し其益を曲げて悪に陥る者は自棄自亡ものなり神慈尚之を救ひ助けむ為に解除の神法と云者をたて賜へり豈猛省せざるべけむや〔神宮教会要旨〕第一卷五丁ウ）

即ち、悪事を行う事は、「人の害をなし世の悪みを受けるのみならず己の身も安から」ざる行いである。そして、人が「天賦の誠心」を持ちながら、悪事を行うものは、「自棄自亡」と説く。こうした人を救うために、「解除の神法」があるのである。そして、次のように結論づける。

抑神誠これを天律とも云べし人よく神誠を謹守する時は已ただ居を安んずるのみならず顕世に在ては天皇の良民たる名を得て榮譽を万世に伝へ幽世に入ては永遠に皇大御神に仕奉りて無慮の幸福を賜ることを得程々に高き位に昇るをうべし勉めずんばあるべからず〔神宮教会要旨〕第一卷五丁ウ）

このように「天律」たる「神誠」を「謹守」することに、自らの安泰を得るだけではなく、「顕世に在ては天皇の良民たる名を得て榮譽を万世に伝へ」ることが出来る、「幽世に入ては永遠に皇大御神に仕奉りて無慮の幸福を賜る」ことが出来るのである。藤井は、「五条の神誠」において「天神」の重要性を説くとともに、現世の行いによる

荣誉と死後の幸福を関連させ、「神誠」を守ることの必要を説く。そして、救いの方法として「解除の神法」、即ち、祓の儀礼を位置づけており、神宮教院時代の教説を踏まえた理解となっている⁽⁴⁹⁾。また、「五条の神誠」の註釈は、「三条教則」の註釈とは異なり、民衆に対し具体的な規範とそれを遵守する意義を説く点に特徴がある。

以上のように藤井は、「三条教則」の註釈では、教導職に対して「皇上を奉戴し朝旨を遵守する」ことを目的とした上で、その前提として「敬神愛国」と「天理人道」を位置づけ、これらの実践により現世の荣誉と死後の幸福が得られると説く。「五条の神誠」では、民衆に対し「神誠」を守ることによる現世の荣誉と死後の幸福を得る方法を説いている。このため「三条教則」と「五条の神誠」の目的とするところは、現世の荣誉と死後の幸福を得るための具体的な方法を説くことにある。こうした教説は、神宮教院時代からほとんど変化をしていないといえる。

五、「惟神旨三章」の註釈

次いで、『神宮教会要旨』第二巻と第三巻に収録された「惟神旨三章」の註釈を検討する。藤井稜威は、「惟神旨」を「本教の趣旨」とし、その道は、「至正至美至簡至易にして入易く従ひ易く之を施して世に益あり之を行ひて害あ

るを見ず」とする。そして、「惟神旨三章」の第一章、第二章を「経」とし、第三章を「緯」と述べ、「第一第二章を詳明に解得して第三条の神理を講究」する必要があるとする。第一章、第二章の趣旨を明らかにするために必要なのが「天神造化」「幽顕分界」「修理固成」「皇国々体」の「四説」であり、第三章を理解するために必要となるのが「修祓」「鎮魂」「主宰分掌」「神魂帰天」の「四神理」である。

「惟神旨三章」の第一章「天祖天之御中主神大元の初に天地日月を鑄造し神人万物を化育し給ひし其産霊の神徳を講明す」では、まず、天御中主神の神徳について論じられる。天御中主神と産霊神は、「造化の元首にまして同徳にませるが如し」としつつ、産霊神に比して、天御中主神の事跡が古典に記述されていないことを問題とし、その理由を次のように述べる。

天之御中主神に至りては一の御言語および御行跡のかくありしと世に伝ふることなした。造化の元首とますことを知るのみなりこれ二柱の神と甚く異にまして人の言語を以て世に伝ふべき御言行のますにあらざる故あるべし何事も後の世人のかにかくと言ひといひ思ひと思ふ百千のことを幾百千積むとも天之御中主神の神徳を解き得ることを得ざるものとしるへし（『神宮教会

このように天御中主神の事跡は、「人の言語を以て世に伝」へることができず、人が理解しえない神徳と説かれてゐる。さらに、藤井は、

造化の元首は天御中主神にまして高皇産霊神産霊神の神は其神徳を賛けて天地日月神人万物を鍛造し給ひしものなり其証とすへきは日本紀に高皇産霊尊有預鍛造天地之功と見えたるにてもしるへし惟ふに天御中主神は幽中の幽にましてすべて天地日月を創成造作の神にまし現にあらはれたる御事業に至りては高皇産霊神産霊神の御しわざなり(『神宮教会要旨』第二卷三丁オ)

と述べ、産霊神が天御中主神の神徳を賛けて「天地日月神人万物を鍛造し給」う存在と位置づける。そして、天御中主神が「幽中の幽」にあつて、「天地日月を創造成作」した存在であると説き、顕界における「御事業」をすべて産霊神の神徳であると理解している。次に藤井は、「天神造化」によつて、「各其さまに従ひて之か位置を与へ給へは神人万物其大小尊卑の差を生し各其分に適する所の権力を有することを得るに至る」⁽⁵¹⁾と述べ、これを「幽顕分界」の論へと展開する。藤井は、幽顕について、

其有する所の力の及ふ限りを称して之を顕といふ其力の及ばざる所を名つけて之を幽といふ各其位置を定め

其権力を有すこゝにおいてはじめて幽顕其界を異にせり小と卑は以て大と尊を測るへからず終に見るへからず聞へからざるに至るこれ其界のわかる、初めなり人は必ず神界のを見ること能はず幽顕の差あるか為なり然れども神界に至りては神たちみな御言あり御行ひあり彼と是と相通ずべし固より神と神との上にては共に顕なること火を見るよりも明らけし然れども猶一層深き所にいます造化の神の御上に対しては直に御言とひをなし給ふことなくまた御所行を俱にし給ふことなし幽顕の差あること今の世吾人か神対するが如し此は古事記に隱身の神をあげたるを以て思ひ半に過ん(『神宮教会要旨』第二卷四丁ウー五丁オ)

と述べる。顕とは、「其有する所の力の及ふ限り」を指し、幽とは、「其力の及ばざる所」である。こうした幽界は、「神人万物其大小尊卑の差」のために、「小と卑」は「大と尊を測る」ことが出来ない。それは、「人は必ず神界のことを見ること」が出来ないからである。しかし、「神界」においては、「神たちみな御言あり御行」があり、人には分らない幽界でも、「神と神との上にては共に顕」の世界である。さらに、造化の神は、「一層深き所にいま」し、造化三神とそれ以外の神の關係には、「直に御言とひをなし給ふことなくまた御所行を俱にし給ふことなし」とある

ように、差があることが述べられている。ここに見られる
顕幽の理解は、神宮教院時代の教説とは大きく異なる理解
である。⁽⁵²⁾

以上の神観と世界観を前提として、「修理固成」につい
て論じられていく。ここで藤井は、「天神の命」によって
「伊弉諾尊伊弉冉尊」に「修理固成」の任が授けられたと
述べる。さらに藤井は、「天神の命」による「修理固成」
が、「国土経営の一事にあらず」と注意を促し、次のよう
に記している。

二柱の神の御所行これなりまつ国土を経営し天地の主
とますへき貴の御子をはじめ海川山野草木水火風土の
諸神および万物を生給ひ衣食住の道もこ、に開くるに
至る君臣父子の倫理もこ、にあらはるゝに至る経世の
大訓はしめて明なり人の職業はしめて起れりこれを約
する時は漂蕩の物を修理固成する外なし天下後世神人
みな大祖の神のか、ふり給へる神勅をつぐものなり上
下各職とする所のもの修理固成の任既に具はれり(神
宮教会要旨 第二卷五丁オーウ)

ここでは、「伊弉諾尊伊弉冉尊」の「修理固成」によつ
て、国土がつくられ、「天地の主」が生まれ、「海川山野草
木水火風土の諸神」と「万物」が生成され、「衣食住」の
道が開け、「君臣父子の倫理」が現れ、「経世の大訓」が明

らかとなつて、人の職業もここからはじまったという理解
が示されている。ここで注目されるのは、「伊弉諾尊伊弉
冉尊」の「修理固成」が、二神の働きによつては完結して
おらず、「天下後世神人」全てが「修理固成」の神勅を受
け継いでおり、「上下各職」の中に「修理固成の任」が備
わっていると述べられている点である。即ち、藤井は、人
の職業を「修理固成」という事業の一環の中で位置づけて
おり、これは「五条の神誡」の「家業」の註釈と同様であ
る。さらに藤井は、

天照大御神高天原にまして天地の間に照臨し造化の功
を集めて神人万物を主宰し給ふ(中略)天照大御神の
命以て斎鏡宝祚二大神勅を垂れて皇孫尊を葦原中国の
顕事に君臨せしめ給ひ士農工商の職もこ、に定れるこ
と神典に明なり(『神宮教会要旨』第二卷五丁ウ)⁽⁵⁴⁾
と述べ、天照大神が、「斎鏡宝祚二大神勅」を定めて、「皇
孫尊」を「葦原中国」に君臨せしめたことによつて、「士
農工商の職」が確定したと説き、天照大神によつて「修理
固成」の一環たる職業が定められたと理解している。

次いで、「惟神旨」の第二章「皇祖高皇産霊神天照大御
神の皇孫に神器を授けて天宗一系の基を開き給ひ斯民を治
め給ひし本教の原由を詳悉す」への註釈を取り上げる。こ
こでは、全てが「皇国々体」について述べられている。ま

ず、藤井は、天照大神による天孫降臨について、

天照大神高天原にまして豊葦原の千五百秋の瑞穂国は我が御子の次々君とますべき国なり爾皇孫尊就して治すべしとさきくましませ宝祚の隆むこと天壤の共無窮なるべしと宣給ひて宝鏡則ち八咫鏡および天叢雲劍八坂瓊曲玉を賜ひて天の下の政事白し給ふ儀式神を祭り民を治むる道を受け八百萬神を属け給ひ穀物を初め御水に至るまで経世の用一として残る処なく依し給ひて皇孫尊を天降し給へり〔神宮教会要旨〕第二卷六丁オーウと述べている。ここでは、天照大神による天壤無窮の神勅により、「皇孫尊」が降臨する際、三種の神器とともに、「天の下の政事白し給ふ儀式」と、「神を祭り民を治むる道」を受け、「八百萬神を属」けて、「穀物を初め御水に至る」までの、「経世の用」を全て授けたのである。かかる天孫降臨によって、「皇国々体」が定まったことは、次のように解釈される。

我天宗一系の基を開き君臣の名分を定め国政の策略を制し給へるは天之御中主神の神徳によれることは云まなくも更に産靈神の詔により伊奘諾尊の定め給ひ天照大御神の之を制て以て皇孫尊に授け諸神に令して之を伝へ給るものなり斎鏡宝祚の二大嚴勅則ち之なり〔神

宮教会要旨〕第二卷六丁ウ)

天孫降臨によって「天宗一系の基」がはじまり、「君臣の名分」が定まって、「国政の策略を制」すこと、つまり、国家の規律が定まったのは、天御中主神の神徳によるものであり、「産靈神」の「詔」により、伊奘諾尊が定め、天照大神が「皇孫尊」に授け諸神に令して之を伝へ」たのが、「斎鏡宝祚の二大嚴勅」なのである。これを踏まえ、藤井は、「皇国々体」が海外各国とは、大きく異なることを論じ、〔56〕「皇国臣民」の本分を左のように論ずる。

固より己の身体は独己のものにあらざ祖先の身体なり祖先神靈恭しく皇祖の詔を以て天皇を保護し奉る職を奉す以て遺体に及ぶたゞ一時君臣の義を結びて其恩に報ゆといふ比にあらず人或は己を潔くし或は名を惜みて国に報ずるを美事とす外国にては或は可ならん我家にては何ぞ一身の美事のみとすべけんやいかんとなれば祖先より此身に及び子孫に至るまで皇室に尽すべき大義名分既に定まれり天皇に臣事し国民の義務を尽し忠誠を励み天上の儀式に習ひて人倫の修むべき道に従ふこれ一身の志操を立るのみにあらず祖先に代り子孫に先んじて勤めざるへからざる本分なりもし一度この本分を誤る時は皇祖皇靈の罪人たるは云を待はず祖先に不孝子孫に不慈之より大なるはなし〔神宮教会要旨〕

第二卷七丁ウー八丁オ)

ここでは、人の肉体が自らのものではなく、祖先より授けられたものであることが述べられ、その祖先が「皇祖の詔を以て天皇を保護し奉る職を奉」じてきたという理解を前提とし、皇国の君臣の關係が「一時君臣の義を結びて其恩に報ゆ」というような外国の君臣の關係とは、異なることを指摘する。これは、皇国が「祖先より此身に及び子孫に至るまで皇室に尽すべき大義名分既に定まれ」るからである。この大義名分とは、「齋鏡宝祚の二大勅勅」によって定まったものである。そして、「天皇に臣事し国民の義務を尽し忠誠を励み天上の儀式に習ひて人倫の修むべき道に従ふ」ことを、「祖先に代り子孫に先んじて勤め」ることが「皇国臣民」の本分と説かれているのである。

さらに、「惟神旨」の第三章「人をして大倫を修めしむるに惟神の大道を以てし幽頭の神理を究窮して其安神を遂げしむ是その大旨なり」の註釈では、まず、

天神深く念を人におき給ふこれ教のよつて起る所なり
天神人に賦するに至誠の性を以てす人天性に随ひて其
誠実無妄の心を以て神に対する時は則敬となり君に對
する時は則忠となり祖に對する時は則孝となるこの心
の誠実無妄なるもの則惟神の大道と同一にして一は天
神の念を人におきて之を伝へ給へるものなり一は天神
の賦して以て其身に備へしめ給へるものなり固より一

にして二にあらざるなり〔神宮教會要旨〕第三卷一丁オとあって、「教」が、「天神」の人に付与した「至誠の性」によつていと述べる。この「至誠の性」である「天性」に従つた「誠実無妄の心」によつて、神に對する時、それは「敬」であり、君に對する時「忠」となり、祖先に對する時「孝」となる。この「誠実無妄の心」こそ、「惟神の大道」であつて「天神」によつて、人の「身に備へしめ給へるもの」と解釈されている。

こうした「教」の理解を前提としつつ、藤井は、「幽頭の神理を究窮して其安神を遂げしむ」を解釈していく。ここで重要となるのが、「修祓」「鎮魂」「主宰分掌」「神魂帰天」の「四神理」である。

「修祓」とは、人の「心裏の穢悪を祓ひ幽罪を清めて天神の冥助を蒙る」ようにする儀礼である。このような「修祓」を重視する姿勢は、人が、「忠誠の本分を尽すに意なく、「所行道に悖り世を害」する行為に、「天神」が、「怒りを發し給」い、「其身に幸福を得て人道を尽す」ことが出来ない状況からの救いとして「修祓」を位置づけているためである。⁽⁵⁷⁾

「鎮魂」とは、「天神の人に賦する靈性の活用」のことであり、「神典に伝ふ」る「荒魂和魂幸魂奇魂」を「中府に鎮めて其活用を全からしめ」ることである。この「荒魂和

魂幸魂奇魂」は、「各無限の能力を有」している。しかし、「之を偏にする時は他の活は離遊して或はなきに垂んとするに至る」為、鎮魂の儀式が重要となる。⁽⁵⁸⁾

「主宰分掌」は、造化三神が、幽から顕の「主宰をして之を掌らしめ」る事を定めた事である。これにより、「天照大御神八百万神に上首と」なり、「皇孫尊天益人に君」となったのである。⁽⁵⁹⁾

「神魂帰天」は、人の死後「神魂」が天に帰ることである。ここで、藤井は、「神魂帰天」の神理を説明するよりも、これを理解することの意義を次のように述べる。

危難災厄或不時にいかなる事の起ることありとも為に疑惑を生じ正理に悖ることあるべからず死生の理において疑貳を容る、ことなく人生泰山の安きが如し幽顕に亘りて其本分を尽すことを得べし『神宮教会要旨』第三卷三丁オーウ

即ち、「危難災厄」が突然起こることに對し、「疑惑を生じ正理に悖」ってはならず、「死生の理」に「疑貳を容れなければ、「幽顕に亘りて其本分を尽すこと」が可能と説かれているのである。さらに、「三条教則」と「五条の神誠」への註釈を踏まえると、人は、「顕世」では天皇に、「幽世」では天照大神に仕え、「無慮の幸福を賜る」為に本分を尽さなければならないということであろう。

以上、述べてきたことをまとめると、藤井は、造化三神によって「天地日月神人万物」が「鍛造」され、「幽顕」が定まり、顕を「其有する所の力の及ふ限り」、幽を「其力の及ばざる所」と解釈する。そのため人は、幽界のことを知覚することが出来ない。しかし、造化三神にとって幽は、全て顕となる。このような神観と世界観を前提としつつ、「修理固成」によって、国土や、天照大神をはじめとする諸神万物が生成され、人の職業も「修理固成」からはじまり、職業を勤めることは、「修理固成」に参加することと述べる。この「修理固成」の展開によって「齋鏡宝祚の二大敕勅」が定まって国体が確定し、その中で「天皇に臣事し国民の義務を尽し忠誠を励み天上の儀式に習ひて人倫の修むべき道に従」うことが「皇国臣民」の本分となったと理解する。さらに、藤井は、「天神」の人に付与した「至誠の性」である「天性」に従った「誠実無妄の心」を、「教」と定義し、「修祓」によって、人の「心裏の穢悪を祓ひ幽罪を清めて天神の冥助を蒙る」ようにし、「鎮魂」によって、「天神の人に賦する靈性」を活用することによって、「皇国臣民」の本分を尽すことが出来ると述べる。そして、造化三神によって定められた「主宰分掌」の「神理」を踏まえ、人は「顕世」では天皇に、「幽世」では天照大神に仕え、「無慮の幸福を賜る」為に「皇国臣民」の

本分を尽さなければならいと述べられているのである。以上から「惟神旨三章」における教説の目的とは、皇国臣民の本分を尽す必要を説くことであつたと考えられる。こうした教説上の前提に、独自の「幽顕」、「修理固成」の理解を展開され、これを受けて「皇国臣民」の本分を尽すという現実の行動に関する意義が強調されているのである。

おわりに

藤井稜威が『神宮教会要旨』において展開した「三条教則」、「五条の神誠」、「惟神旨三章」を基とする教説の内、「惟神旨三章」における教説のみが、後に『神宮教立教大意述義』として、神宮教の中心的な教説へと位置づけられていく。これまで検討してきたように藤井の教説は、「三条教則」と「五条の神誠」では、造化三神と天照大神を教説の中心に位置づけ、造化三神と天照大神への信仰に現世の榮譽と死後の安心を関連付けるものであつた。こうした関係性は、「惟神旨三章」における教説においても同様であり、いずれも造化三神側に多少力点が置かれているものの、ほぼ神宮教院時代の教説を踏襲したものととなっている。しかし、「惟神旨三章」の註釈においては、神宮教院時代の教説とは異なる「幽顕」、「修理固成」の理解と「皇国臣民」の本分を尽すという目的が設定されている。これは、

神宮教院時代の教説から神宮教の教説へと展開していった際、死後の問題よりも、民衆に「皇国臣民」としての本分をいかに尽させるのかという現実の行動に重点を置いた課題が浮上してきたためと考えられよう。こうした展開を後の神宮教から神宮奉斎会へという「宗教」から非「宗教」的な団体への移行という文脈から考慮したとき、これまで述べたような神宮教における現実の行動を協調する教説は、神宮教が非「宗教」化を遂げる際の教説的背景となつたと理解される。

翻つて、明治十五年の神宮教導職分離による祭教分離という視点から神宮教の教説をみると、神宮教においては、教派神道化、即ち、「宗教」化が教説にもたらした意義はさほど大きくなかつたといえる。むしろ、神宮教院時代の方が明らかに「宗教」を意識していた。例えば、明治初年の神宮の教化活動を推進した浦田長民は、『大道本義』において、キリスト教の展開に擬えつつ『大道本義』の位置づけを次のように述べている。

此書則成_二於人智已開之後_一、而二子（筆者註―本居宣長と平田篤胤）之書、則成_二於人智未開之時_一、試以_三「耶蘇」一言之_レ、則二子之書猶_二旧教_一也、彼既有_二旧新二教_一、則我亦不_レ能_レ無_三此書與_二二子之書_一、彼旧教固不_レ得_レ拒_三新教之出_一、而新教亦非_三故立_二異於旧教_一、則我

雖^レ有^二子之書、不^レ能^三使^レ余默止、余亦非^三故立^二異於二子之書、是何哉、良以^二其時勢之不^レ同也(大
道本義)下巻、五十七丁オーウ)

要するに、本居宣長・平田篤胤の時代とは人智未開の時
であり、それはキリスト教でいえば、「旧教」にあたるとし、
『大道本義』を、人智が開かれてから著されたものである
として、キリスト教でいう「新教」にあたるとする。そし
て、「本居・平田の教えを中心とした神道」理論を超える
神道理論を構築するために『大道本義』を著したと述べて
いるのである。かかる『大道本義』の特徴を西川順土は、
「神道理論は変化して当然という考方を示し、その妥当を
示す根拠をキリスト教史の中に求めている。」⁽⁶⁾と指摘する。
このように『大道本義』におけるキリスト教理解は、それ
を受容するにせよ、否定するにせよ、かなり重視されてい
た。しかし、『神宮教会要旨』においては、キリスト教な
どの他宗教を意識した言説は神宮教の教説を他宗教に優越
するものとして位置づける言及としてみられるものの、具
体的な他宗教の教義・教説を背景として教説を展開しよう
とする姿勢は見出せない。よって神宮教を教説面からみた
とき、明治十五年の祭教分離による「宗教」化が神宮教に
もたらした意義はさほど大きくなかったといえるのである。

註

(1)

神宮教院に関する先行研究としては、河野省三「宮川隨
筆」(神宮文庫、昭和三十七年) 阪本健一「明治初期に
おける神宮の教化運動」、「神宮の御改革と大教宣布運動」
『明治神道史の研究』、国書刊行会、昭和五十八年)、岡
田米夫編『東京大神宮沿革史』(東京大神宮、昭和三十
五年)、久保田収「神宮教院と神宮奉齋会」(『明治維新
神道百年史』第四巻所収、神道文化会、昭和四十三年)
等がある。また、西川順土「神宮教院の教育」(『近代の
神宮』、神宮文庫、昭和六十三年)も神宮教院を考える
上で必須の研究である。

(2)

前掲、岡田「東京大神宮沿革史」は、神宮教に関わる史
料や動向を詳細に検討しており、神宮教を考える上で最
も基礎的な研究として位置づけられる。

(3)

前掲、久保田「神宮教院と神宮奉齋会」は、明治五年に
設立した神宮教院から神宮教・神宮奉齋会を経て、神社
本庁へ発展的解消を遂げるまでの期間を、通史的に論じ
ている。しかし、その題目からも明らかのように、神宮
教時代に関して多くを論じている訳ではなく、教説につ
いてもほとんど述べられていない。

(4)

『東京大神宮沿革史』の凡例によれば、神宮教時代の史
料は、日比谷大神宮に保管されていたが、関東大震災に
よる火災によって全て焼失したようである。『東京大神
宮沿革史』二二頁を参照。

(5)

神宮教はその成立事情から、教派神道の一つとして考え
られるが、明治三十二年(一八九九)に財団法人神宮奉
齋会へと改組した。

(6) 菅浩二「日清戦争期の神宮教と海外神社―台湾神社初代

宮司・山口透の生涯(前)―」「台湾神社の四十五年間―台湾神社初代宮司・山口透の生涯(後)―」(共に「日本統治下の海外神社―朝鮮神宮・台湾神社と祭神―」所収、弘文堂、平成十六年)、齊藤智朗「帝国憲法成立期における祭教分離論」(阪本是九編「国家神道再考」所収、弘文堂、平成十八年)、黒田宗篤「宮地巖夫研究―その半生について―」(玉廻舎塾、平成二十三年)、拙稿「神宮教の組織と活動に関する基礎的研究」(「國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要」四、平成二十四年)。

(7) 神宮教に関わった主要な人物としては、神宮奉斎会の初代会長を務めた藤岡好古や、二代会長である神田息胤、三代会長の篠田時化雄等があげられよう。

(8) 藤井稜威の生涯については、「藤井稜威大人略伝」(「藤井稜威大人拾年祭歌集」所収、神宮奉斎会広島本部、明治四十二年)を参照した。また、藤井の弟は、賀茂真淵の家を継ぎ、明治四十二年から昭和十三年までの約三十年にわたって靖國神社宮司を務めた賀茂百樹である。藤田大誠「国家神道と靖國神社に関する一考察―神社行政統一の挫折と賀茂百樹の言説をめぐって―」(「國學院大學研究開発推進センター研究紀要」一、平成十九年)を参照。

(9) 尚、明治十七年八月には教導職制度が廃止されたため、これ以後は神宮教の職制となる。

(10) 祭神論争については、藤井貞文「明治国学発生史の研究」(吉川弘文館、昭和五十二年)、原武史「出雲」という

思想―近代日本の抹殺された神々―(講談社学術文庫、二〇〇一年)、藤田大誠「明治期の祭政一致論―国民教導と祭教学分離―主斎神の変遷と皇典講究所の創立―」(「近代国学の研究」所収、弘文堂、平成十九年)等を参照。

(11) 「神宮司庁公文類纂」所収。本稿では、前掲、久保田「神宮教院と神宮奉斎会」に翻刻されたものに拠った。四二―四三頁。尚、本稿での神名表記は、引用での表記を除いて、原則「日本書紀」の表記に従っている。

(12) 田中頼庸は、明治七年(一八七四)から神宮大宮司となり、明治十五年に神宮を辞して神道神宮派管長となった。明治二十六年に神宮教管長を辞任、明治三十年に歿している。二宮岳南「田中頼庸先生」(鹿児島県立図書館所蔵)、井上順孝編「近代日本の宗教家一〇一」(新書館、二〇〇七年)、戸浪裕之「田中頼庸の神道観―『三条演義』(河野博士記念室所蔵)を中心に―」(「國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要」一、平成二十一年)、拙稿「田中頼庸の教化思想と神道論」(「國學院大學研究開発推進センター研究紀要」四、平成二十一年)等を参照。

(13) 前掲、岡田「東京大神宮治革史」四二頁。

(14) 前掲、同、四六頁。

(15) 尚、明治十五年十一月には、神宮教へと改称している。

(16) 前掲、岡田「東京大神宮治革史」、五〇頁。

(17) 前掲、同。

(18) 前掲、同、六〇―六一頁。

(19) 国立国会図書館所蔵、竹内拙三編「神道教規大全(改正)」(報行社、明治二十九年)所収「神宮教教規」二八

五頁。

(20) 当時、皇典講究所・國學院は、財政面でかなり窮迫した状況にあった。『國學院大學百年史』(國學院大學、平成六年)上巻、二四四―二四五頁を参照。

(21) 前掲、岡田『東京大神宮沿革史』八四頁。

(22) 例えば、神宮教々校の卒業生には、卒業試験の成績に応じ、相応の学階が授与されていた。前掲、拙稿「神宮教の組織と活動に関する基礎的研究」(『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』四、平成二十四年)三〇四―三〇五頁。

(23) 前掲、菅「日清戦争期の神宮教と海外神社―台湾神社初代宮司・山口透の生涯(前)―」、小川原正道「近代日本の戦争と宗教」(講談社、二〇一〇年)等を参照。

(24) 前掲、岡田『東京大神宮沿革史』九三―九四頁。

(25) 前掲、同、九五―九七頁。

(26) 『教林』第三号(明治二十六年九月)五五頁。尚、本稿では、東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法制史料センター明治新聞雑誌文庫所蔵のものを参照した。

(27) 前掲、同、五九―六〇頁。

(28) 藤井稜威「神宮教会要旨」(明治十七年)。本稿では、国立国会図書館所蔵のものを参照した。また、資料の引用にあたっては、読みやすさを考慮し正体字・異体字・合字等は適宜通行の字体に訂正した。

(29) 『神宮教立教大意述義詳解甲』(神宮教々校、明治二十七年)には、『神宮教立教大意述義』(神宮教々校、明治二十六年)出版の経緯について次のようにある。

明治十六年のころ神宮教立教大意を解きて、神宮教

会要旨の第二、三の巻とし、なほ其解を委しくせんとして、四説、四神理の八題を作りたり、又同十八年八月十日より、二十日の間、広島本部にて、各教師を集め、講究せし時講義せし其書取を教導職必携、また教旨といひて、修徳雑誌に掲げ、後に神宮教と称ふ一冊となせるものもあり、今年神宮教々校にて、教典を講明する為にとて、ちり／＼になれるものどもをとりあへず、集めきて、こと多くて文詞のとり／＼なるをも正しあへず、こゝに題名を作り、本編をなしつつ、心厚き人は、思漏らしつることをも、よく訂し給ひてよ(『神宮教立教大意述義詳解甲』一頁)。

(30) 『神宮教立教大意述義詳解甲』は、その題名から察するに、『神宮教立教大意述義詳解乙』も存在したと思われるが、管見の限りでは、確認出来ておらず、今後の課題とした。また、『神宮教立教大意述義詳解甲』の内容は「神宮教立教大意述義」の用語に関する詳細な註釈である。

(31) 神宮教院の出版活動については、前掲、河野「宮川随筆」、前掲、阪本「明治初期の神宮の教化活動」、前掲、久保田「神宮教院と神宮奉斎会」、拙稿「明治初期神宮教院における教化と教説―教説書の検討を中心に―」(『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第三号(第二分冊)、平成二十三年)等を参照。

(32) 『神教綱領』は、明治六年七月に出版された文献で、著者は神宮祭主を務めた近衛忠房である。ただし、『神教綱領演義』の序文に浦田長民が記すところによると、近衛忠房は本書を上梓する以前に死去した為、長民が手を

加えて出版したものである。内容としては、「敬事天神」、「愛念国土」、「順人倫之道」、「祭祀祖先」、「各効其職」、「莫作不善」を綱領として示している。「神教綱領演義」は、山口起業による「神教綱領」の註釈書であり、出版の理由は、漢文体で書かれ難解であった「神教綱領」を平易に解説することにあつた。尚、本稿で参照した「神教綱領」と「神教綱領演義」は、いずれも國學院大學河野省三博士記念文庫（以下、河野文庫と略す）所蔵（目録番号三〇六五・三〇六六）のものである。

(33) 前掲「明治初期神宮教院における教化と教説―教説書の検討を中心に―」を参照。

(34) 明治二十八年、神宮教では、「神判紀実以下靈祭祀に至るまでの十一書の板木千十三枚」を、金二百円にて購入している。前掲「東京大神宮沿革史」八一―八二頁。

(35) 「神教綱領」、「神教綱領演義」における「天神」とは、造化三神と天照大神を指す。

(36) 「神道摘要」については、河野文庫所蔵（目録番号三〇七八）を参照した。

(37) 前掲、「神宮教院大成」五一頁。

(38) ここにいう他の神々とは、造化三神、伊邪那岐・伊邪那美の二神、豊受大神、大国主神と産土神を指す。尚、造化三神の神徳とは、「此天と地と此通にわかれた」ことであり、伊邪那岐・伊邪那美の二神の神徳とは、「国土、また万の物を此通に成しと、のへ」たことにある。豊受大神の神徳は、「万の食物、また衣類住家を、御さづけ下され、御守下さる」ことであり、大国主神と産土神の

神徳が、「人の目に見えぬ所に御座なされて、人の行ひを御覧なされ、其ほどく、御守下さる」ことである。これ以外に、水や火、土、風なども、それぞれの神の神徳によることを指摘した上で、「凡万の物、一として、神さまの御恩の外の物はなし」と結論づけられている。

(39) 「神道摘要」一丁オー二丁オ。

(40) 「神道摘要」、四丁オー五丁オ。

(41) 前掲、同、五丁オ。

「神宮教会要旨」首巻に所収。尚、「神宮教会要旨」では、「神宮教祭神大意」となっているが、これは「神宮教会要旨」出版当時に、神宮教が成立していたため、名称を変更したものと考えられる。また、「神宮教会祭神大意」の成立年代は明確ではないが、恐らくは、祭神論争が決着し、神宮教会の祭神が天照大神一神へと規定された明治十四年九月頃と考えられよう。

(42) 「神宮教会要旨」第三巻に所収。

(43) 前掲、同、四丁ウ。

(44) 「五条の神誠」の成立については、現状不明であるが、明治六年に刊行された神宮教院の教説書「教会要旨」に、「三条の教憲、五条の神誠の大略なり」とある為、明治六年七月には成立していたと考えられる。増補大神宮叢書一九「神宮教院大成」（神宮司廳、平成二十四年）一〇〇頁を参照。

(45) 「神宮教会要旨」第一巻二丁オ

(46) ここにいう「天神」とは、「神宮教会祭神の説」から窺

われるように、造化三神と天照大神を指すと考えられる。

(47) 「神宮教会要旨」第一巻二丁オ

(48) 前掲、同、四丁ウ

(49) 明治八年に神宮教院より出版された山口起業『神宮教院人身三
要論』(河野文庫所蔵、目録番号三〇七六)には、祓の
詞を唱えることよつて罪が消滅し、人の靈魂が天国へ
と赴くことが次のように述べられている。

天下にありとあらゆる人の過ちて犯した罪で、根国
へ行かねばならぬを御破ひ清め下され、唯罪ばかり
を底国におはらひなされ、神魂は天国におむかへ下
さる、為になし下さる、事である、是をおもへば何
とも申上やうのない、御慈悲深い難有い訳ではござ
らぬか(神宮)教院人身三要論 四丁ウ

(50) 他に、藤井稜威は、古典に記された造化三神の神徳を次
のようにも述べている。

天地日月を鑄造し神人万物を化育し給ひしと云は天
御中主神は原質を創生化造し産靈神は万物を鑄造化
育し給へることをかく文を対して成せるなり(神
宮教会要旨 第二卷四丁ウ)

(51) 『神宮教会要旨』第二卷四丁ウ。

(52) 明治十年に神宮教院より出版された浦田長民『大道本義』
(河野文庫所蔵、目録番号三〇七七)下巻の第一章「論三
幽界之理」では、出雲大社を幽界の一小廷とし、幽界
の大廷として、高天原と根底国をあげ、根底国も高天原
の統轄を受けるとし、全てが天照大神の統轄下に置かれ
るという考えを述べている。

地球上無_レ処不_レ有_二幽界_一、各地産土神所_レ鎮、神庁
之所_レ在也、而其総_二管之_一者為_二出雲大社_一、故地球
万国之神、皆以_レ時會_二議於此_一云、然是得幽界之一

小廷耳、若夫幽界之大廷則有_二一_一、第一大廷為_二高天
原、天原則統_二轄大虚内無數地球之幽界_一、不_二止我一
地球之幽界而已_一也、第二大廷為_二根底国_一、「素尊」
与_二「柵尊」_一俱居_二於此_一、(下卷五丁ウ)

(53) 『神宮教会要旨』第二卷五丁ウ。

(54) 神宮教院において、天壤無窮の神勅と宝鏡奉斎の神勅を
重視する教説は、『大道本義』に見られたものである。
『大道本義』上巻の第十一章の題名は、「論_三宝祚宝鏡_二
勅為_二万世之大訓_一」とある。

(55) 『神宮教立教大意述義』では、同様の箇所が、次のよう
に記されている。

我天宗一系の基を開き、君臣の名分を定め、国政の
規律を制し給へるは、天之御中主神の神徳によれる
ことは、云まくも更に、産靈神の詔により、伊奘諾
尊の定め給ひ、天照大御神の之を制て、以て皇孫諸
に授け、諸神に令して、之を伝へ給るものなり(神
宮教立教大意述義 六丁ウ)

(56) 『神宮教会要旨』第二卷六丁ウー七丁ウ。

(57) 『神宮教会要旨』第三卷二丁ウ。

(58) 前掲、同、三丁ウ。

(59) 前掲、同。

(60) 西川順土「明治初年の神道キリスト教との関係について」
『神道論攷』所収、皇學館大学出版部、平
成二十一年)三九二頁。

(61) 前掲、同、三九二—三九三頁。

(國學院大學研究開発推進機構研究補助員)